

千葉県保存樹木等奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例（昭和46年千葉県条例第21号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、保存樹木等の保存を奨励するため、条例第7条に規定する補助に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨励金の交付)

第2条 市長は、条例第4条第1項の規定により指定した保存樹木及び保存樹林の所有者に対して、毎年度予算の範囲内において奨励金を交付するものとする。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、次の各号に定めるところにより算定して得た額とする。

- (1) 保存樹木については、1本当たり年額3,000円とする。
- (2) 保存樹林については、その存する土地の面積に応じ、1平方メートル当たり年額10円とする。
- (3) 年度途中で指定し、又は解除をしたときは、保存樹木については第1号の額の2分の1の額とし、保存樹林については第2号の額を12で除した数に指定期間の月数を乗じて得た額とする。

2 前項第3号の保存樹林に係る指定期間の算定については、指定した日の属する月の翌月から指定を解除した日の属する月の前月までの期間とする。ただし、指定した日が月の初日であるときはその月からの期間、指定を解除した日が月の末日であるときはその月までの期間とする。

(奨励金の交付制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を交付しないものとする。ただし、第2号及び第3号において、

特別の理由があるときは、この限りでない。

(1) 千葉市市民の森設置事業実施要綱（昭和51年11月1日施行）第10条の規定により奨励金の交付を受けることができる場合

(2) 所有者の責に帰すべき理由により、保存樹木等の指定後6月以内にその指定を解除した場合

(3) 所有者が樹木等保存協定に違反し、保存樹木等の保存目的を達成できなくなった場合

（奨励金の交付時期）

第5条 奨励金は会計年度毎に交付することとし、その交付の時期は当該会計年度の末とする。

（奨励金の交付申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保存樹木にあつては保存樹木奨励金交付申請書（様式第1号）、保存樹林については保存樹林奨励金交付申請書（様式第1号の2）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、原則として毎年度1月末日までに行わなければならない。ただし、相当の理由がある場合等、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定により奨励金の交付申請があつたときは、保存樹木等の現況その他について調査し、適当であると認めるときは奨励金を交付するものとする。

（奨励金の返還）

第8条 市長は、奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽り、その他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 保存樹木等の保存に必要な義務を著しく怠ったとき。

附 則

- 1 この要綱は、昭和51年11月1日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 千葉県保存樹木等奨励金交付要綱（昭和47年7月1日実施）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成6年11月1日から施行し、平成6年度分の予算に係る奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条の規定は、平成21年度分の予算に係る奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行し、平成25年度分の予算に係る奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。